

財産の一時使用に係る注意事項

(善管注意義務等)

- 申請者は、本件土地（建物）を善良なる管理者の注意をもって使用する。
- 一時使用にあたっては、以下の事項に留意するものとする。
 - (1) 線路敷地内及び使用目的に関係のない施設内に立ち入らないこと
 - (2) ホームの端付近並びに黄色い線及び点字ブロックの上を使用しないこと
 - (3) ホーム付近でストッパー機能のない台車を使用しないこと
 - (4) マナーに反する行為（禁煙区域内における喫煙、騒音行為等）を行わないこと
 - (5) 駅施設の稼働、点検、修理等の妨げとなるおそれのある行為をしないこと
 - (6) 駅施設の改変を行わないこと
 - (7) その他、列車の運行や乗降客の安全な通行の支障となるおそれのある行為をしないこと
- 申請者は、本件土地（建物）の使用により乗降客その他の第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は申請者の責任において損害及び紛争の発生を防止し、これらが生じた場合には、申請者が一切の責任を持って紛争を解決し、その一切の損害を賠償しなければならない。

(禁止事項)

- 申請者は、センターの書面による事前の承諾なくして、次の行為をしてはならない。
 - (1) 本件土地（建物）の現状及び使用目的を変更すること。
 - (2) 本件土地（建物）上に建物、工作物等を設置すること。
 - (3) 本件土地（建物）の全部又は一部につき使用権を譲渡すること。
 - (4) 本件土地（建物）の全部又は一部を第三者に転貸（共同使用、その他これに類する一切の行為を含む。）すること。
 - (5) 本件土地（建物）において、爆発物若しくは発火しやすい物その他センターが危険と認める物、又は臭気を発する物の取扱い及び他に迷惑を及ぼすおそれがある行為をすること。
 - (6) 本件土地（建物）において、外部に向けて広告をすること。
 - (7) 相続又は合併等による権利及び義務の承継が生じた場合に、名義変更をすること。

(使用中止の指示)

- センターは、申請者が本注意事項を遵守しないと認めるときは、使用期間中であっても催告の必要なく直ちに使用の中止を指示することができる。この場合において、センターは中止によって生じた損害の責任を負わない。

(原状回復及び明け渡し)

- 本申請に係る使用が承諾の消滅、使用期間の満了その他の理由により終了する場合、申請者は、使用期間終了日までに、持込品及び廃棄物の持ち帰り、使用場所の清掃、使用に伴い損傷した個所の修復等により本件土地（建物）を原状に復したうえで、センターに明け渡すものとする。
- 申請者は、センターに対し事由名目の如何に関わらず、明け渡し返還に際しては、移転料、立退料又は使用期間中自ら支出した必要費、有益費の償還等一切の請求をしないことはもちろん、本件土地（建物）内に申請者又は申請者に起因する第三者の費用をもって設置した設備等の買い取りを請求できないものとする。

(使用目的の変更等)

- 申請者は、本件土地（建物）を申請書に記載の用途と異なる用途に使用しようとするときは、あらかじめセンターに一時使用変更申請書を提出し、センターの承諾を得なければならない。この場合において、以下のいずれかに該当するときは、新たに賃貸借契約又は使用貸借契約を締結しなければならない。
 - (1) 本件土地（建物）の全部または一部を継続的に占有する場合
 - (2) 利用者から料金を徴収する事業を行う場合（講習会で使用する教材費又はこれに類する費用のみを徴収する場合を除く）
 - (3) 土地（建物）の改変を伴う利用の場合
 - (4) 一時使用の期間が一月あたり延べ7日を超える場合（センターが不要と認めた場合を除く）

(電気、燃料、水道水等を必要とする器具の使用に係る特記事項)

- 電気、燃料、水道水等を必要とする器具を使用しようとするときは、申請者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) あらかじめ、設置場所、使用燃料（電気の場合は消費電力）、設置数量、使用時間帯、使用期間、使用水量その他センターが指示する事項を報告すること。
 - (2) 使用中は、申請者のスタッフが器具付近に常駐し、その管理下に置くこと。
 - (3) 使用を終了するたびに、器具、燃料とも申請者において持ち帰ること。ただし、電気を動力減とするもので、センターの承諾を得た場合は、この限りでない。この場合においては、使用を終了するたびに動力を切り、コンセントからプラグを抜くこと。なお、本申請に係る土地（建物）に留置された器具及び燃料の紛失、破損、故障等については、センターは責任を負わない。
 - (4) 器具を本来の用途以外（暖房器具を湯沸かし、調理に使用する等）に使用しないこと
 - (5) 器具の使用に係る光熱水道費は、申請者の負担とする。ただし、センターが負担を免除した場合はこの限りでない。

(注意事項の周知)

- 申請者は、あらかじめ本書面の注意事項を本申請に係る一時使用の関係者に周知するものとする。